

第488回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時 令和2年8月5日（水）午後2時58分

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163 愛正寺ビル2階

1 出席者

公益代表委員	伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、多田 実、深水麻里
労働者代表委員	北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山本 勝、渡邊 茂
使用者代表委員	上村賢司、柴田健司、当麻和重、西田雅彦
事務局	川村労働局長、恒吉労働基準部長、渡邊賃金室長、 梅澤室長補佐、竿谷賃金調査員

2 審議事項

- (1) 奈良県最低賃金専門部会の審議結果について
- (2) 奈良県最低賃金の改正決定について（答申）
- (3) 運営小委員会の審議結果について
- (4) 奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- (5) 奈良県特定最低賃金の改正決定について（諮問）
- (6) その他

3 主要経過・審議結果

【梅澤補佐】

それでは、令和2年度第3回奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございます。本日は小西委員が所要のためご欠席されておりますが、定足数は満たされておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、多田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【多田会長】

本日はご多忙の中、また、一番暑い時間帯にお集まりいただきありがとうございます。只今から、「第488回奈良地方最低賃金審議会」を開催いたします。

まず、本日の議事録の署名人を指名いたします。

労働者側は、北尾委員

使用者側は、柴田委員

よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。お手元の会議次第に従いまして、まず議題(1)「奈良県最低賃金専門部会の審議結果について」の審議に入ります。

専門部会の審議結果については部会長である私からご報告いたします。

では、報告書を配付してください。

【事務局：報告書(写)を委員全員に配付】

奈良県最低賃金の改正につきましては、奈良県最低賃金専門部会において審議した結果、報告書に記載した金額に改正するとの結論となりましたのでご報告いたします。報告書の内容はお手元にあるとおりですのでご確認いただきたいと思います。

念のため、事務局から報告書の読上げをお願いいたします。

【渡邊室長】

只今、皆様にお配りいたしました「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げさせていただきます。審議結果のご報告にかえさせていただきます。

それでは読み上げさせていただきます。

令和2年8月5日

奈良地方最低賃金審議会

会長 多田 実 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県最低賃金専門部会

部会長 多田 実

奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年6月29日、奈良地方最低賃金審議会において付託された奈良県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月4日発効の奈良県最低賃金（時間額811円）は、平成30年度の奈良県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	伊東 眞一	下山 朗	多田 実
労働者代表委員	北尾 亮	松田 拓実	山本 勝
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦

別紙1

奈良県最低賃金

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間838円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

奈良県最低賃金と生活保護費との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 奈良県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額811円
- (3) 発 効 日 平成30年10月4日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成30年度
- (3) 生活保護水準（平成30年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の奈良県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,042円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1か月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額を比較すると、奈良県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

（註）奈良県最低賃金の1か月換算額

$$811\text{円(奈良県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1か月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.818 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} \div 115,299\text{円}$$

以上でございます。

【多田会長】

ありがとうございました。

【渡邊室長】

引き続きまして、専門部会での審議経過につきまして簡潔にご説明させていただきます。

本年度、専門部会は5回開催いたしました。

第3回目までの審議経過でございますが、第1回目に関係資料等の審議を行い、公益委員が労使双方の委員から個別に今年度の考え方等を聴き取りました。第2回目より個別の金額審議を行い、公益と労働者側、公益と使用者側と話し合いを行いました。第3回目も個別の金額審議を行い、公益と労働者側、公益と使用者側と話し合いを行いました。しかし、労使双方が主張します金額には隔たりがございました。

第4回目におきましても、前回と同様に更なる話し合いを重ねました。しかし、話し合いを重ねても、労使双方が主張します金額について意見の一致を見るには至らず、予備日である第5回目を開催して更なる審議を尽くすことといたしました。

そして、第5回目におきましても、前回までと同様に話し合いを重ねました。しかし、話し合いを行っても意見の一致を見るには至らず、更なる審議を尽くしたとしても労使双方の隔たりを解消することは困難との判断から、公益案を示すに至りました。

そして、採決を行いましたところ、賛成が過半数を上回り、決定いたしました。

結果、奈良県最低賃金の改定額は報告書にもございますように現行の837円に1円をプラスした時間額838円となりました。

専門部会の審議結果及び審議経過は以上でございます。

【多田会長】

ありがとうございました。

それでは、只今の専門部会の審議結果の報告を踏まえまして、議題（2）「奈良県最低賃金の改正決定について（答申）」の審議に入りたいと思います。

まず、専門部会からの報告書について何かご意見、ご質問があればお伺いしますが、いかがでしょうか。

特にご意見、ご質問がないようですので、「専門部会の報告書のとおりの内容をもって答申する」ということでよろしいかどうか、挙手により採決を行いたいと思います。

採決につきましては、最低賃金審議会令第5条第3項で、審議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによるとされております。

それでは、私を除いた委員の皆様、賛成か反対かのいずれかに挙手をお願いいたします。

では、専門部会の報告書のとおりの内容をもって答申することに「賛成」の方、挙手をお願いいたします。

【挙手9名（公益委員4名、労働者委員5名）】

次に、専門部会の報告書のとおりの内容をもって答申することに「反対」の方、挙手をお願いいたします。

【挙手4名（使用者委員4名）】

では、事務局から、「賛成」「反対」の人数を報告してください。

【梅澤補佐】

賛成9名、反対4名、以上でございます。

【多田会長】

ありがとうございました。採決の結果、賛成9名、反対4名により、奈良県最低賃金

専門部会の報告書のとおり答申することについて、賛成が過半数を超えたことを確認いたしました。

では、以上の結果をもちまして、奈良県最低賃金につきましては、専門部会の報告書のとおり、奈良労働局長に答申することといたします。

【渡邊室長】

それでは、委員の皆様にご答申文（写）をお配りいたします。

【事務局：答申文（写）を委員全員に配付】

それでは、答申文を読上げさせていただきます。

令和2年8月5日

奈良労働局長

川村 徹宏 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 多田 実

奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年6月29日付け奈労発基0629第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月4日発効の奈良県最低賃金（時間額811円）は、平成30年度の奈良県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1

奈良県最低賃金

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者

- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間838円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙2

奈良県最低賃金と生活保護費との比較について

- 1 地域別最低賃金
 - (1) 件 名 奈良県最低賃金
 - (2) 最低賃金額 時間額811円
 - (3) 発 効 日 平成30年10月4日
- 2 生活保護水準
 - (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
 - (2) 対象年度
平成30年度
 - (3) 生活保護水準（平成30年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の奈良県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,042円）。

- 3 生活保護に係る施策との整合性について
上記1の（2）に掲げる金額の1か月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額を比較すると、奈良県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

（註）奈良県最低賃金の1か月換算額

$$811 \text{円} (\text{奈良県最低賃金}) \times 173.8 \text{ (1か月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.818 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} \div 115,299 \text{円}$$

以上でございます。

【多田会長】

只今の答申文の内容につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
特にないようですので、只今読み上げていただいた内容で奈良労働局長に答申いたします。

【会長：答申文を局長に手渡す】

【川村局長】

労働局長の川村でございます。一言、お礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。
只今、会長から奈良県最低賃金改正決定についてのご答申をいただきました。
会長をはじめ、委員の皆様方、特に専門部会の委員の皆様方には大変お忙しい中、また、暑さ厳しい中ご審議をいただきましてありがとうございます。とりわけ本年は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が奈良県内の経済、雇用、労働者の生活にも大きな影響を及ぼしている状況下におきまして、長時間にわたりまして様々な観点から、地域の実態を踏まえた慎重かつ熱心なご審議を賜り、本日ご答申を頂きました。誠にありがとうございました。

私ども奈良労働局といたしましては、今後必要な手続きを進めさせていただきまして、改正されます奈良県最低賃金を、奈良県内のすべての事業所及び労働者へ周知いたしますとともに、中小企業等への支援対策の積極的な周知・活用に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

【多田会長】

それでは、続きまして、議題（３）「運営小委員会の審議結果について」の審議に入ります。

これにつきましては、7月28日に開催しました本審におきまして、3つの産業の特定最低賃金の改正の必要性の有無につきまして、奈良労働局長から諮問をお受けしたところでございます。

その改正の必要性の有無の検討につきましては運営小委員会に付託したところ、運営小委員会で結論が出ましたので審議結果につきまして、委員長である私からご報告いたします。

では、報告書を用意していただけますか。

【事務局：報告書（写）を委員全員に配付】

本審から付託されておりました3つの産業の奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無につきまして、7月30日に運営小委員会におきまして審議をした結果、全会一致で「改正決定の必要性あり」との結論を得ることができましたので、ご報告いたします。
報告書はお手元にある内容のとおりになっておりますけれども、ご確認いただくため

に事務局から報告書の読上げをお願いします。

【渡邊室長】

それでは報告書を読み上げます。

令和2年8月5日

奈良地方最低賃金審議会
会長 多田 実 殿

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 多田 実

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年7月28日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	伊東 眞一	多田 実	深水 麻里
労働者代表委員	北尾 亮	松田 拓実	山本 勝
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦

なお、「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」と「奈良県自動車小売業最低賃金」につきましても、同じく「改正決定することを必要と認める」ということですので、報告書の配付をもちまして、報告書の読上げは省略させていただきます。以上でございます。

【多田会長】

ありがとうございます。3つの産業の奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無についての報告書についてですけれども、何かご意見、ご質問はございますか。

特にご意見、ご質問がないようですので、この報告を踏まえまして、議題（４）「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）」の審議に入りたいと思います。

報告内容は運営小委員会として慎重に審議していただいた結果でございますので、本審議会といたしましても、

「３つの産業ともに「改正決定の必要性有り」との結論に達した」ということで、奈良労働局長に答申してよろしいでしょうか。

これにつきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

特にご意見、ご質問がないようですので、当審議会といたしまして、３つの産業の奈良県特定最低賃金を一括して「改正決定の必要性有り」ということで奈良労働局長あて答申したいと思えます。

答申文の配付と読上げをお願いします。

【事務局：答申文（写）を委員全員に配付】

【渡邊室長】

それでは、答申文を読上げさせていただきます。

令和２年８月５日

奈良労働局長

川村 徹宏 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 多田 実

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

令和２年７月２８日付け奈労発基０７２８第１号をもって諮問のあった下記に係る最低賃金法第２１条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第２号）

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第３号）

奈良県自動車小売業最低賃金
(令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号)

以上でございます。

【多田会長】

今、読み上げていただきました3つの産業の奈良県特定最低賃金の答申文につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見、ご質問がないようですので、只今読み上げていただいた内容を、奈良地方最低賃金審議会の答申文として奈良労働局長に答申いたします。

【会長：答申文を局長に手渡す】

【川村局長】

只今、会長から3つの産業の奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性につきまして、「必要性有り」とのご答申をいただきました。

運営小委員会の委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご審議を賜り、誠にありがとうございました。

特に、公益委員、労働者側委員、使用者側委員の三者の委員の皆様方の全会一致により、本日、ご答申いただけましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げまして、簡単ではございますがお礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

【多田会長】

ありがとうございました。それでは、議題(5)「奈良県特定最低賃金の改正決定について(諮問)」の審議に入りたいと思います。

先ほどの「改正決定の必要有り」との答申を行いましたので、奈良労働局長から改正決定について諮問をお受けすることといたします。

【事務局：諮問文(写)を委員全員に配付】

【渡邊室長】

それでは、お手元にお配りいたしました諮問文を読上げさせていただきます。

令和 2 年 8 月 5 日

奈良地方最低賃金審議会
会長 多田 実 殿

奈良労働局長
川村 徹宏

奈良県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議を求めます。

記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第 2 号）

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第 3 号）

奈良県自動車小売業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第 4 号）

以上でございます。

【局長：諮問文を会長に手渡す】

【多田会長】

只今、奈良労働局長から 3 つの産業の奈良県特定最低賃金の改正決定に関する諮問をお受けいたしました。

では、諮問の趣旨につきまして、ご説明をお願いします。

【川村局長】

只今、会長に 3 つの産業の奈良県特定最低賃金について、改正決定の諮問をさせていただきました。

ご承知のとおり、奈良県内の企業を取り巻く経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響で業種や企業規模を問わず、依然として厳しい状況でございますが、特定最低賃金につきましては、関係労使のイニシアティブにより、地域別最低賃金よりも金額水準

が高い最低賃金が必要であるとされるものにつきまして、設定されているところでございます。

委員の皆様にはその趣旨を十分にご勘案いただき、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【多田会長】

ありがとうございました。只今、奈良労働局長から諮問の趣旨につきまして、ご説明をお聴きしましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見、ご質問がないようですので諮問されました3つの産業の奈良県特定最低賃金の改正決定の審議を産業ごとに専門部会を設置して審議を進めることといたします。

それでは、今後の手続きについて事務局から説明をお願いします。

【渡邊室長】

それでは、今後の手続きにつきましてご説明させていただきます。

特定最低賃金専門部会の委員の任命につきましては、本日8月5日から8月19日までの期間、推薦に関する公示を行います。

また、関係労使からの意見聴取につきましても、推薦と同じく本日8月5日から8月19日までの期間、公示を行います。

関係労使の皆様方につきましては、ご推薦をよろしくお願いいたします。

ご推薦いただいた後に、専門部会の委員を選任させていただき、それぞれ日程等の調整を行いました上で、各専門部会を開催することといたします。

なお、現在の予定といたしましては、例年のとおり9月下旬から10月の中旬頃にかけてご審議いただき、改正決定のご答申をいただきましたら、年内発効という予定を考えておりますので、どうかご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【多田会長】

ありがとうございました。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見、ご質問がないようですので次の議題に入ります。

それでは、議題(6)「その他」についてですけれども、事務局から何かございますか。

【渡邊室長】

本日、奈良県最低賃金につきましてご答申をいただきましたので、奈良県最低賃金の発効までの流れにつきまして、改めてご説明させていただきます。

最低賃金法では第11条第2項におきまして、最低賃金審議会の意見、つまり、答申のこととございますが、この答申に対し、異議を申し出ることを認めております。

そこで、答申をいただきました本日、本審議会の終了後に、8月20日(木)までを

期間とする異議申出の公示を行います。

なお、異議の申出があった場合につきましては、再度、審議会に意見を求めなければなりませんので、その場合は、8月21日（金）午前10時から審議会を開催する予定にしております。

この8月21日の審議会において、奈良労働局長から審議会に対し、異議申出に関する意見をお聴きすべく、諮問を行うこととなります。

手続きがすべてスムーズに進んだ場合、最短日のケースを申し上げますが、もし当日の審議会に「即日答申」をいただくことになりましたら、官報の公示手続きを行い、9月1日に官報に公示され、公示より30日経過後の10月1日（木）から発効となります。

以上でございます。

【多田会長】

ありがとうございました。

そうしましたら、異議申出があれば、次回の審議会は、8月21日（金）午前10時から、場所はここ別館会議室で開催することといたします。

異議申出があった場合には、事務局から開催の案内があるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、8月21日に開催する場合の審議会の公開、非公開につきまして事務局から説明をお願いします。

【渡邊室長】

ご説明いたします。

審議会運営規程第6条では、「審議会は原則として公開とする。ただし、「個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合や、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合」は、非公開とすることができる。」と定められております。

ご参考までに申し上げますと、昨年は非公開での開催でございました、以上でございます。

【多田会長】

ありがとうございます。

公開、非公開につきましても、皆様のご意見により決定したいと思います。

公開すべきという意見、非公開とすべきという意見がありましたらお願ひいたします。

特にございませぬか。例年「非公開」としている理由は、異議申出に対する審議という性格上、特に、委員としての率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるということをお慮しているためであります。

そのような点を踏まえ、皆様にお伺ひしたいのですが、特に積極的に「公開すべし」という意見はございませぬか。

特にご意見がないようでありますので、例年にならひまして、「非公開」とさせてい

たゞきますがよろしいですか。

【『異議なし』の声】

それでは、異議申出がございました場合に開催する審議会は、非公開といたします。他に事務局から説明しておくべきことはありますか。

【渡邊室長】

もう一点ございます。

本審議会の直前まで行われておりました第5回専門部会にご出席いただきました委員の皆様には既にお示しをしておりますが、本審議会からご出席の委員の皆様、お手元に机上配付をさせていただいております「令和2年度地域別最低賃金答申状況」をご覧ください。これは厚生労働省より提供されております最新の情報でございます。表は、まだ47都道府県すべては埋まっておりませんが、本日8月5日に多くの都道府県で答申がなされるものと思われまゝ。こちらをご覧くださいまして、各都道府県の答申状況をご確認いただければと思ひます。

以上でございます。

【多田会長】

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の審議会は終了いたします。

大変ご苦勞様でした。お疲れ様でした。